

# 特定行為実践看護師が 特定行為を実施しています。

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により養成された「**特定行為実践看護師**」が、医師とともにあらかじめ作成した手順書（指示）に従い、以下の行為を実施しています。

「特定行為実践看護師」はこちらのバッジが目印です。



## 当院で実施する特定行為

- 直接動脈穿刺法による採血
- 中心静脈カテーテルの抜去
- 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
- 非侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 侵襲的陽圧換気の設定の変更
- 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
- 人工呼吸器からの離脱
- 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- 脱水症状に対する輸液による補正
- 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
- 橈骨動脈ラインの確保
- 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
- 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
- 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
- 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
- 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
- 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
- 抗けいれん剤の臨時の投与